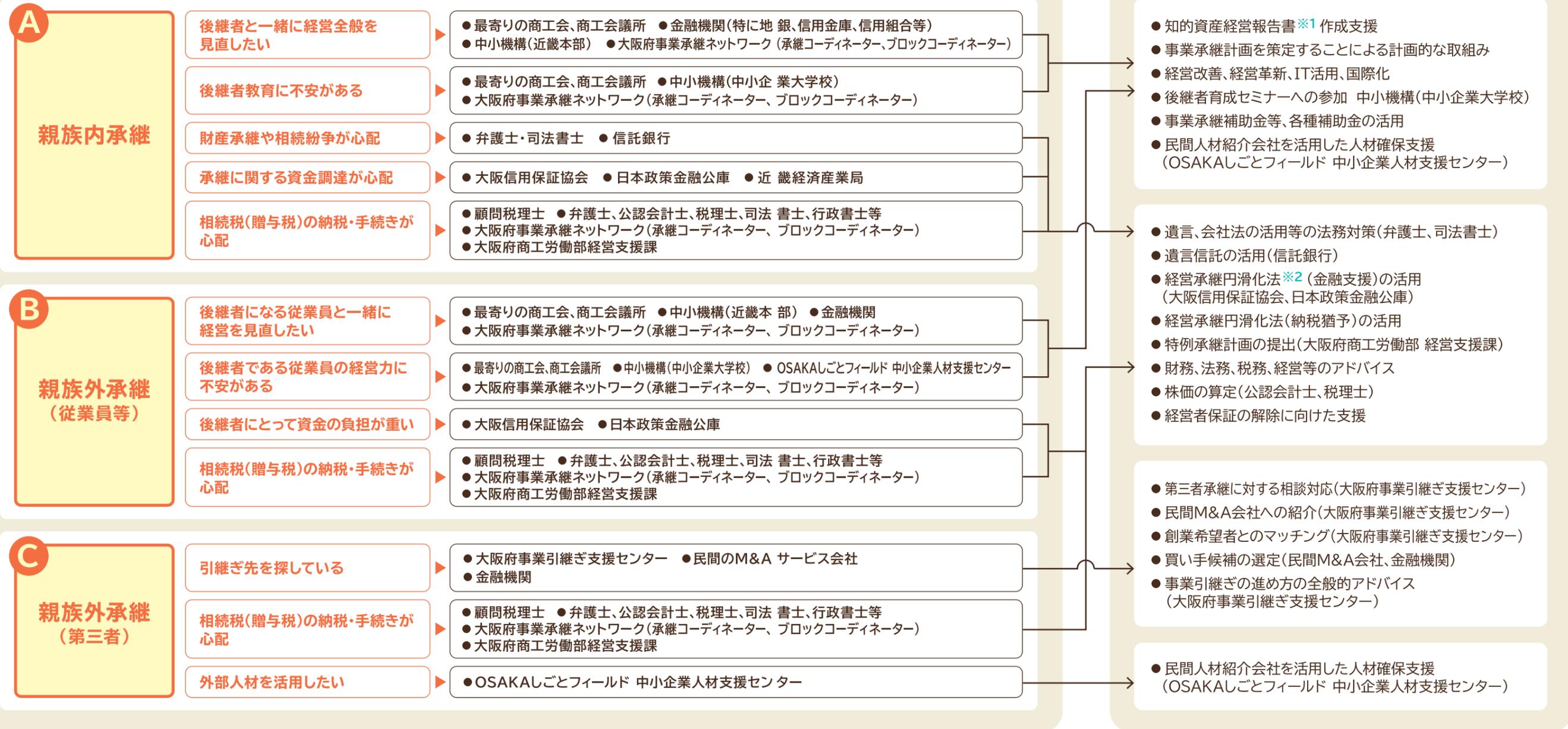


貴社の課題解決の糸口を選びましょう

相談窓口

具体的な支援内容



A 親族内承継

事業承継全体の過半数を占めており、現オーナー経営者の子息・子女が後継者となるケースの他、甥や娘婿、配偶者が後継者となるケースなどもある。

B 親族外承継(従業員等)

多くは、共同創業者、番頭格の役員、工場長等の従業員、優秀な若手従業員等が後継者候補となる。将来のオーナー経営者の子息等への中継ぎとして、一時的に親族外承継(従業員等)が行なわれるケースもある。

C 親族外承継(第三者)

親族や従業員など、身近なところに後継者候補がない場合などに検討されるもので、マッチングにより招聘する外部人材や事業譲渡先企業を選定(M&A)するもの。

【出所】 独立行政法人中小企業基盤整備機構(2019)「令和元年度版事業承継支援マニュアル」

※1 知的資産経営報告書

「知的資産」とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるものです。これら固有の知的資産を認識し、有効に組み合わせ活用していく経営を「知的資産経営」と呼びます。知的資産経営の取り組みをステークホルダー(取引先、顧客、株主・投資家、従業員、地域社会など)に知ってもらうために「知的資産経営報告書」を作成します。

※2 経営承継円滑化法

正式名称「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成20年5月成立)
 ● 地域経済と雇用を支える中小企業の事業継続を意図として、1. 税制支援、2. 遺留分に関する民法の特例、3. 金融支援を行うものです。
 ● 対象事業者は、中小企業基本法の中小企業の範囲よりも、拡大しています。
 ● 詳しくは、1では、かねてから相続税・贈与税の納税猶予制度がありましたが、都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等に係る制度(5年間の事業継続等が要件)が創設されました。2については、生前贈与株式を遺留分の対象から除外できる制度と生前贈与株式の評価額を予め固定できる制度です。3については、経営者の死亡等に伴い必要となる資金調達について、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及び代表者に、信用保険法の特例と株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例措置を与えるものです。
 ● 平成31年度税制改正において、個人事業者の集中的な事業承継を促すため、後継者が事業用資産を先代から承継した際に課される贈与税・相続税の負担を大きく軽減する、個人版事業承継税制が創設されました。